

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱いについて

令和6年12月13日に改正建設業法第20条の2第2項が施行されたことに伴い、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を発注者（輪島市）へ通知する場合の取扱いを次のとおりとしますので、お知らせします。

改正建設業法第20条の2第2項について

令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により建設業法が改正され、建設業者はその請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

発注者（輪島市）へ通知を行う場合の手続きについて

■通知を要する場合

輪島市が締結する全ての工事のうち、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（※）が発生するおそれがあると認められる場合

※建設業法施行規則第13条の14第2項で定める天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない以下のもの。

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
例）震災の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

■通知方法

落札決定通知日（随意契約の場合は見積結果通知日）から契約締結日までの間に、別記様式による通知書を契約担当課へ提出してください。（契約書と同時の提出でも構いません。）

■注意事項

- ・ 当該事象が発生すると認められない場合は、提出の必要はありません。
- ・ 当該事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項の規定により、請負契約の変更についての協議を申し出ることができ、当該協議については輪島市建設工事標準請負契約約款（スライド条項等）に基づき対応します。なお、協議等の手続きに変更はありません。
- ・ 本通知の提出により請負契約の変更が約束されるものではありません。
- ・ 契約前に当該通知を行っていない場合でも、従前どおり請負契約の変更等について協議することは可能です。